

象牙の国内流通管理制度の改正について

1. 象牙の国際取引について

(1)ワシントン条約と象牙国際取引禁止

我が国は昭和 55 (1980) 年 4 月にワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 : CITES) を批准、我が国では同年 11 月から効力を生ずることとなった。

象牙の国際取引に関して、平成元年 (1989 年) 10 月に開催された第 7 回締約国会議 (スイス) において、アフリカゾウ全個体群が輸出国の輸出許可書があれば商業目的の国際取引が可能であった附属書 II から、商業目的の国際取引が全面的に禁止されている附属書 I へと移行された。

(2)象牙国際取引再開

南部アフリカ 3 カ国 (ボツワナ・ナミビア・ジンバブエ) のアフリカゾウの個体群状況や管理体制は適切との専門家パネルからの報告を受け、平成 9 (1997) 年 6 月にジンバブエで開催された第 10 回締約国会議において、南部アフリカ 3 カ国のアフリカゾウ個体群の附属書 I から II へのダウン・リスティングと日本を取引相手とする象牙取引再開提案が条件付き (取引当事国の国内管理体制を常設委員会が承認、1 回限りの取引等) で採択された。その後、常設委員会から南部アフリカ 3 カ国が輸出国及び我が国が輸入国としての条件を満たしていることが承認され、平成 11 (1999) 年 7 月に 50 トンの象牙が我が国に輸入された。

2. 現行の象牙の国内管理体制

象牙の輸入をしようとする者は、外国為替及び外国貿易法に基づき、経済産業大臣の承認を受ける義務がある。

また国内取引に関して、アフリカゾウは種の保存法に基づき国際希少野生動植物種に指定され、譲渡し等は原則禁止 (法第 12 条第 1 項) であるが、南部アフリカ 3 カ国のアフリカゾウ個体群のように一部が附属書 II として掲載されているものについては、適正に輸入された生牙は登録が可能で (法第 20 条第 1 項) 登録した生牙は国内取引が可能となる。さらに、生牙をカットしたカットピースや端材等の特定器官等については、特定国際種事業として、一定の規制の下で取引が可能となっている (法第 12 条第 1 項第 3 号)。

現行では、象牙の原形を保持しない特定器官等のうち、イ) 加工品でないもの (カットピース、端材)、ロ) 印章 (印章として製造する過程のものを含む) の譲渡し等を行うもの (特定国際種事業者) に対し、事業者氏名及びその他必

別紙

要事項の届出（法第 33 条の 2）を義務づけており、この届出をして事業を行うものは、取引台帳の記載と保存（法第 33 条の 3）の義務が課されている。

3. 今回の改正点

これまで卸・小売業者の大半を占める印章を扱う業者を特定国際種事業者としていたが、さらに象牙の国内流通管理に万全を期すため、装身具、調度品、楽器等、象牙に係る全ての製品の卸・小売業者を特定国際種事業者に含め、取引台帳の記載と保存を義務づけることとしたい。

今回の改正により、輸入された象牙の生牙から製品に至るまで、全ての段階（輸入業者、製造業者、卸売業者、小売業者）で流通把握ができる制度になる。